

生駒市訓令甲第3号

生駒市私立幼稚園就園奨励費補助金交付要綱の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成20年5月30日

生駒市長 山下 真

生駒市私立幼稚園就園奨励費補助金交付要綱の一部を改正する訓令

生駒市私立幼稚園就園奨励費補助金交付要綱（昭和47年12月生駒市訓令甲第5号）の一部を次のように改正する。

第3項中「所得割課税額（」の次に「税源移譲により所得税で控除しきれないため市民税所得割課税額で控除することとなった税額控除の控除前の額とし、」を加える。

第4項の表備考中「又は認定こども園に在園している」を「認定こども園に在園し、特別支援学校の幼稚部に在学し、知的障害児通園施設、難聴幼児通園施設、肢体不自由児施設通園部若しくは情緒障害児短期治療施設通所部に通い、又は児童デイサービスを利用している」に改める。

第5項中「又は2年生」を「から3年生まで」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この訓令は、平成20年6月1日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の生駒市私立幼稚園就園奨励費補助金交付要綱の規定は、平成20年度以後の年度分の就園奨励費補助金について適用し、平成19年度までの就園奨励費補助金については、なお従前の例による。